

## 特別医療費（併用レセプト方式）の請求方法について



鳥取県国民健康保険団体連合会





111

字

保発第0228004号  
平成19年2月28日

各都道府県知事 殿



厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号、以下「改正法」という。)が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第390号、以下「改正政令」という。)が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第16号、以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第413条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省令第28号、以下「改正健康告示」という。)、及び「国民健康保険法施行令第19条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省令第31号)並びに「国民健康保険法施行令第29条の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省令第32号)、「国民健康保険法施行規則第五條の五第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省令第33号)、「国民健康保険法施行規則第二十七條の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省令第34号)及び「国民健康保険法施行規則第二十七條の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省令第35号)(以下「改正国保告示等」という。)が公布され、同日から適用されることとされたところである。これらの改正の趣旨及び主な内容は下記の通りであり、その旨御了解の上、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合への周知方について御配慮願いたい。

記

第1 改正等の趣旨及び主な内容

改正政令により、70歳未満の被保険者が同一の月に一の療養医療機関等から入院療養等(改正政令第1条による改正後の健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)

おみり

(2) 被保険者証及び被扶養者証の再交付手続の特例関係(第17条ノ2及び第17条ノ5関係)  
上記1(2)の改正に準じた改正を行うこと。

3 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)の一部改正(改正省令第4条関係)  
(1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係(第27条ノ14の2関係)  
70歳未満の者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。なお、市町村国民健康保険においては、保険料を滞納している世帯と保険者との接触の機会を確保するため、保険者は、世帯主が保険料を滞納していない旨を確信できたときに認定を行うものとすること。ただし、保険料の滞納につき特別な事情がある場合又はその他保険者が適当と認める場合は、認定を行うものとすること。

(2) 地方公共団体が単独で実施する医療費助成事業(以下「地方単独事業」という。)に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準等に関する規定の整備関係(第27条ノ12第1号、第27条ノ15第1項第8号及び第2項第5号)  
平成18年厚生労働省告示第180号、平成18年厚生労働省告示第181号及び平成18年厚生労働省告示第182号が平成18年4月1日より施行され、地方単独事業に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準の取扱いについては、公費負担医療と同様に取扱うこととされている。したがって、例えば、地方単独事業に関する医療の給付がなされた場合、高額療養費の額は一律一般並みの所得区分で算定されることとなるが、国民健康保険法においては公費負担医療における取扱いとは異なる所得区分に於いて取扱いとしていた平成18年3月以前と同様の取扱いとすること。なお、平成18年度についても、平成18年3月以前と同様の取扱いとして差し支えないこと。

4 老人保健法施行規則(昭和58年厚生省令第2号)の一部改正(改正省令第5条関係)  
上記3(2)の改正に準じた改正を行うこと。

5 国保告示の一部改正(改正健康告示及び改正国保告示等関係)  
(1) 改正政令により、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項、船員保険法施行令第11条第1項及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の4第1項が改正されたことに伴い、健康保険法施行令第413条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(平成14年厚生労働省告示第292号)、船員保険法施行令第11条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件(平成14年厚生労働省告示第292号)、船員保険法施行令第11条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件(平成14年厚生労働省告示第292号)の改正を併せて行うこと。